

健康保険組合や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難である現在困難な状況にある。

また、肝炎ウイルス検査未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、いまだ感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。

したがって、今後は、下記の方針に基づき、適切な肝炎ウイルス検査の一層の推進を図るとともに、受検者における受検結果の正しい認識を促し、必要に応じて適切な受療につなげることが重要である。

ア これまで実施してきた肝炎検査の体制をより拡充し、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが可能な肝炎ウイルス検査体制を整備構築し、その効果を検証する。

イ 感染経路の多様性にかんがみ、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることについての普及啓発を徹底するとともに、輸血、血液製剤、予防接種（特に予防接種にあっては、かつて乳幼児期に義務として行われていたうえ、昭和63年まで注射針の連続使用がなされたいた）によって感染することが多い事実も周知したうえ肝炎ウイルス検査受検勧奨を行う。

ウ 肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、検査前及び検査結果通知時において、肝炎の病態等に関する正しい知識についての情報提供を徹底する。

エ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や、患者への適確な説明を行う上で非常に重要である。このため、肝炎医療に携わる者に対する研修の機会を確保する必要がある。

## (2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、現行の「特定感染症検査等事業」及び「健康増進事業」において行っている肝炎ウイルス検査について、実施主体である地方公共団体に対し検査実施とその体制整備を働きかけるとともに、検証のための指標を設けるものとする。

国は、地方公共団体ごとに肝炎対策推進計画を策定するよう求め、併せて同計画のなかで地方公共団体の実情を踏まえた具体的な目標を記載するよう要請し、目標達成程度に応じ、情報提供や指導を行うものとする。

各地方公共団体の自覚を促すため、各地方公共団体に推進計画を策定させることが望ましい。  
また、その際には、具体的な目標を設定することが望ましい。

前回の議論では、およそ数値目標を設定することが困難であるかのような議論がなされたが、国が把握できる数値や、従前から統計上明らかになっていた数字も存するのであって、数値目標が全く困難だというものではない。

また、モデル地域を定め、その地域における達成度を検証するという手法も考慮されるべきである。